



山梨県環境整備センターの今後のあり方について

令和7年5月23日

山梨県 森林環境部

答申の内容 (ほう素・マンガンについて)

- ① 現状のままでは処分場の廃止までに更に10年から15年を要する。
(令和16年度下期～令和21年度下期)
- ② 維持管理期間中に浸出水が処理されないまま放流されたとしても、生活環境保全上の支障が生じるおそれはない。

明野処分場の現状

- ・ 浸出水中のほう素・マンガンが、国の基準の1/10をわずかに上回るという状況にあるが、仮に処理されないまま放流されたとしても、生活環境保全上の支障はないことが科学的根拠に基づき確認された。
- ・ 処分場の維持管理には、浸出水の処理などに年間約1億円を要し、これが環境整備事業団の赤字として積み上がり、結果として県民の負担が増え続けている。

山梨県からの提案

- ① 明野処分場について、廃棄物処理法に基づく処分場として
は、できるだけ早期に廃止する。
- ② PFOS等については、県が責任ある立場から、国の行動を注
視しながら、浸出水の水質管理、周辺環境の監視を継続する。
- ③ 跡地利用については、地域振興の観点から県が積極的に関
与していく。